平成２９年（フ）第５１１号
札幌市白石区本通３丁目南１番13―203号
債務者　津嶋加緒里（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段林　君子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
岐阜市村里町57番地
債務者　池本　法子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４０号
埼玉県飯能市大字中居30番地　プリミテージュ飯能212
債務者　松元　　晋
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２２号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲818番地１
債務者　小林　秀行
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７９号
山形市やよい２丁目９番２号　アルカディアやよい　202号
債務者　齋藤優香里
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
山形市南四番町７番５号
債務者　石川　雅美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂118番地
債務者　布川　朋栄
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０６号
静岡県熱海市泉231番地の２　Ａ棟205号室、前住所栃木県小山市大字神鳥谷187番地４　神鳥谷第２コーポ203号
債務者　野口　智里
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
三重県志摩市阿児町志島417番、住民票上の住所三重県志摩市磯部町山田569番地４
債務者　**廣**　　義則
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
三重県志摩市阿児町志島417番、住民票上の住所三重県志摩市磯部町山田569番地４
債務者　**廣**　　哲子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番13―1008号
債務者　斎藤　光浩
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番13―1008号
債務者　斎藤加奈子（旧姓平子）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
埼玉県越谷市七左町７丁目274番地７
債務者　脇坂　勇人
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
埼玉県越谷市蒲生茜町21番地14
債務者　岩瀬眞由美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４０２号
埼玉県草加市遊馬町78番地１　マンションペガサス101号
債務者　石田美津枝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地39
債務者　豊島　　翔
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
静岡県伊豆の国市原木164番地164Ａ　102号
債務者　山口　伸子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係